

令和5年度開設予定分 認知症対応型共同生活介護に関する質問および回答

- ・令和3年5月6日から5月20日までの質問期間に受け付けた質問に対する回答を下記に掲載致します。
受付期間外の質問は原則回答できません。
- ・応募資格の要件及び募集の要件を全て満たしていれば応募は可能です。
- ・評価基準は加点となる項目を示すものであり、
評価基準を満たさないからといって応募ができないというものではありません。
- ・下記4回答を以って、令和5年度開設 認知症対応型共同生活介護公募要項の最終要項と致します。

番号	公募要項 該当ページ	質問	回答
1	公募要項 17ページⅢ 評価項目8	食堂及び居間の基準に用いられる職員数はどのように計算すべきか。	東京都補助事業概要を参照すると「利用者及び介護従事者が一同に会するのに十分な広さがあること」と記載されています。介護従事者（常勤・非常勤不問）の算出にあたっては、1日あたりの日勤の介護従事者数を算出します。管理者、計画作成担当者は含みません。 例えば、1階部分に日勤帯介護従業者が4名いた場合、居間・食堂の広さは（利用者数9名＋介護従業者4名）×3㎡＝39㎡必要ということになります。 2階も同じ職員数だった場合は、同様の広さが必要です。
2	公募要項 1ページの 2	事業をスムーズに立ち上げるため、サービスの開始を1ユニットずつ、時期をずらして行うことは可能か。	事業開始年度末（令和6年3月末）において、2ユニットであれば、開設時点で1ユニットからの運用は可能です。
3	公募要項 45ページ	①財産の処分制限期間の定義を教えてください。 ②財産の処分制限期間と固定資産の耐用年数は異なるか。	①財産の処分制限期間の定義については、東京都通知文「認知症高齢者グループホーム緊急整備支援事業の財産処分の制限について」中の「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」をご参照ください。財産の処分制限期間は減価償却資産の耐用年数と同義です。 ②財産の処分制限期間と固定資産の耐用年数は、同じ年数と解釈して差し支えありません。
4	公募要項 43ページ～ 44ページ	家賃算定について、「平成20年12月12日付事務連絡 認知症高齢者グループホーム整備事業審査案件の家賃等設定の考え方及びオーナー創設型における建物借地権当期について」では家賃の計算式が次のようになっている。 ●土地を購入して整備する場合 （土地購入費＋建物整備費＋備品費）÷償却年数÷12ヶ月÷利用人数÷稼働率＋建物修繕費等の管理費 一方、公募要項43ページ最下行の家賃算定減価償却は、（建築費（備品費）－補助金）÷財産の処分制限期間で計算することになっている。 土地購入費と補助金の扱いが異なっているため、整合性がとれなくなると思うがどのように考えるべきか。	家賃算出と減価償却の双方では考え方を異にするため、もとより整合性は問題になりません。 まず、家賃を算出するにあたっては、公募要項44ページに記載の計算式で行います。本計算式はあくまでも施設家賃を設定するにあたり必要な計算式となります。 一方、公募要項43ページの減価償却計算式は、施設の財産を長期的に見込むための収支見込シミュレーションを作成するために必要な計算式です。本減価償却計算式は、家賃を算出するにあたって使われることはありません。 例えば、家賃設定に当たっては稼働率から回収コストを計算する必要がありますが、仮に稼働率がゼロであっても減価償却は発生します。 一方、補助金があることと家賃の設定は無関係としており、これには ・補助金は施設整備促進を意図したものであり、家賃補助を目的としたものではないため ・補助金は事後的要因で返還される可能性があり、安定的な計算根拠とならないため といった理由がございます。 このように、家賃設定時と減価償却計算時は別の考え方で算出するものとなりますので、要項に記載のとおり、各々算出していただきますようよろしくお願いいたします。